

<物 件>

消防団用ホース 仕様書

1	物件名称	消防団用ホース
2	品質・形状・寸法 又は型式	別紙、消防団用ホース 特記仕様書のとおり
3	グリーン物品 の指定	指定しない
4	数 量 (単価契約の場合 は予定数量)	48本
5	納入期限	令和4年3月31日まで
6	納入場所	横須賀市長瀬3丁目4番1号 消防総合訓練センター
7	特記事項	購入するホースと同数の使用済みホースを引き取ること。
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	消防局総務課 消防団係 田中 046-821-6459

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

購入物件内訳書

(税抜き)

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物 品指定の有 無	単位	数 量	単 価(円)	金 額(円)
1	消防団用ホース	別紙、仕様書のとおり	無	本	48		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

消防団用ホース 特記仕様書

横須賀市消防局

第1 総則

この仕様書は、横須賀市（以下「本市」という。）が購入し、横須賀市消防団に配置する消防用ホース（以下「ホース」という。）について必要な事項を定める。疑義が生じた場合は本市と協議をし、誤りのないようにすること。

第2 規格

1 摘要法令

次に掲げる法令、その他関係ある法令に適合すること。

- (1) 「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（平成 25 年総務省令第 22 号）
- (2) 「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸水管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成 25 年総務省令第 23 号）

2 表示等

- (1) ホースには自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示<消>及び日本消防検定協会の品質評価を受けて、消防用ホースに対する品質評価に合格した表示<NS>が付されていること。
- (2) ホースと結合金具の装着部には、日本消防検定協会による消防用ホースと結合金具の装着部の認定評価に合格した表示<認>が付されていること。
- (3) 結合金具には自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示<消>及び日本消防検定協会の品質評価を受けて、結合金具に対する品質評価に合格した表示<NS>が付されていること。

第3 検査、受領及び保証等

1 納入検査

納入検査は、本市検査員及び納入者が立会いのうえ実施する。

2 受領

納入検査の実施後、本市が合格と認めた場合に受領するものとする。

3 保証

設計、製作、材質等の不良により起因する不都合の発生については、受注者において無償により是正修復すること。

第4 納入

1 納入場所 横須賀市長瀬3丁目4番1号 消防総合訓練センター

2 納入期限 令和4年3月31日

第5 使用済みホースの引取り

納入者は本市が別に指示するとおり、購入するホースと同数の使用済みホースを引き取ること。

第6 ホース

本市が購入するホースは次の通りとする。

1 購入本数

呼称65mm×20m 48本

2 性能等

使用圧1.6MPa、白色、綾織とし軽量化が図られ、通水摩擦の軽減されたホースとすること。

【参考銘柄】

- ・帝国繊維(株)製 プロランナー
- ・芦森工業(株)製 ドルフィンエースα

・櫻護謨(株)製 ネクストステージ

3 結合金具

軽合金・差込式とする。

4 口巻布

黄色とし、タイヤパッキンは青色とする。

5 金具保護

赤色とする。

第7 記入文字

本ホースのメス金具側の保護具末端より約 330mm 付近に「R O 3 第 分団」を黒色の角ゴシック体で記入すること。詳細については別途指示する。

第8 補則

本仕様について不明な点や疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ解釈すること。

【図】

